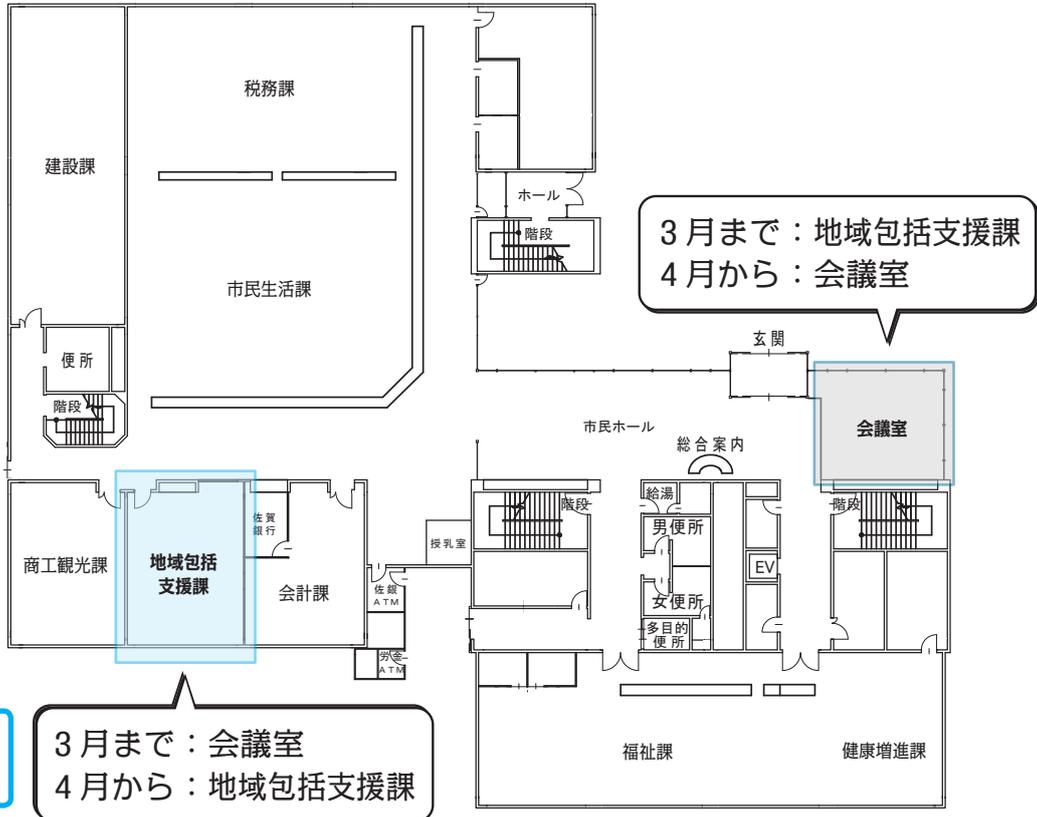


地域包括支援課の配置を変更します

4月1日から、地域包括支援課の配置を変更します。



1階平面図

佐賀銀行窓口の隣です

3月まで：会議室
4月から：地域包括支援課

問い合わせ 地域包括支援課 地域包括支援係 ☎75-6033

軽自動車・バイクの名義変更・廃車手続きはお早めに！

軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。使用していない、または売買などで所有者が変わっている場合は、3月末日までに名義変更や廃車の手続きをお願いします。手続きをしないと、引き続き使用中とみなされ、税金がかかります。車種によって、手続き先などが異なりますので、ご注意ください。

軽自動車税の重課税率をご存知ですか？

地球環境を保護することを目的に、新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい四輪以上および三輪の車両は、重課税率が適用されます。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

種別		車両の税率	
三輪		4,600円	
四輪以上	貨物	営業用	4,500円
		自家用	6,000円
	乗用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円

※平成31年度は、新規検査が平成18年3月以前の車両が対象です

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎75-2126

問い合わせ・手続き
 ○原付・農耕用車両
 税務課 市民税係 ☎75-2126
 ○軽四輪・軽三輪・軽二輪
 (125CC超〜250CC)
 軽自動車検査協会 佐賀事務所
 ☎050-3816-1754
 ○自動二輪 (250CC超)
 九州運輸局 佐賀運輸支局
 ☎050-5540-2082